

(平成24年7月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 54 年 3 月まで

昭和 51 年 3 月に大学を卒業したのを契機に、同年 4 月に国民年金の加入
手続を行い、毎年、1 年分の保険料を一括して納付していた記憶がある。
申立期間について未納とされているのは納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 4 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号は、54 年 7 月 23 日に申立人に対して払い出されていることが確認でき、ほかに申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立人はこの頃国民年金の加入手続を行ったものと推認され、当該加入時点で、申立期間のうち一部の期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、A 市の国民年金被保険者台帳にも申立期間について未納と記録されていることが確認でき、国民年金手帳記号番号が払い出された後に納付可能な期間の国民年金保険料を遡って納付した様子もうかがえない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付は申立人自身が行っていたとしているが、加入手続及び納付金額等についての記憶が明確ではない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

なお、申立人は、所持する年金手帳の初めて被保険者となった日が昭和 51 年 4 月 1 日と記載されていることから、同年 4 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金の資格取得日は加入手続を行った時点で、過去の未加入である強制被保険者期間について遡って被保険者資格を取得することとなっているところ、申立人については 46 年 1 月から 51 年 3 月までの期間は大学生であったとしていることから、当該期間は国民年金の任意加入期間となり、制度上、遡って国民年金に加入することができなかつたため、国民年金被保険者資格を取得することが可能な同年 4 月 1 日に遡及して被保険者資格を取得したものと考えられる。

奈良厚生年金 事案 1447

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 64 年 1 月 1 日から平成 4 年 4 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、給与の総支給額はそれまでに比べ下がっていないのに、標準報酬月額が大幅に引き下げられている。当時、経理事務の仕事をしていたので、社会保険料を滞納していたことは社長から聞いていた。私を含め同僚の標準報酬月額を下げるように届出し、発生した保険料の差額を滞納保険料に充当したのではないかと思う。同僚も同じ内容で申立てを行い、認められたので、私の厚生年金保険の記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、昭和 64 年 1 月から平成元年 9 月までは 28 万円、同年 10 月から 2 年 9 月までは 30 万円、同年 10 月から 3 年 9 月までは 32 万円、同年 10 月から 4 年 9 月までは 34 万円と記録されていたところ、6 年 3 月 30 日及び同年 4 月 25 日付けで遡って標準報酬月額の訂正が行われたことが確認でき、その結果、申立期間に係る標準報酬月額が 8 万円と記録されている。

また、A社に勤務していた者のうち、申立人以外の 6 人の被保険者についても、申立人と同様、標準報酬月額の遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、申立人は、A社が社会保険料を滞納していた旨、社長から聞いていたとしている。

しかしながら、商業登記簿により、申立人は、A社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は当該遡及訂正事務に関与していないと主張しているが、複

数の同僚が、「申立期間当時の社会保険事務は申立人が行っていた。」と証言している。

これらの事情等を含めて総合的に判断すると、申立期間当時、A社の取締役という立場にあり、かつ、社会保険事務を行っていたと考えられる申立人が、自らの標準報酬月額に係る減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1448 (事案 234、1286、1403 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月 28 日から同年 3 月 1 日まで

A社B工場における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和 52 年 3 月 1 日であるはずだが、同年 2 月 28 日とされていることについて、これまでに 3 回、年金記録訂正の申立てを行ったがいずれも認められなかった。同僚が給与締切日より 1 日程度長く勤務していた旨証言してくれているのになぜ申立てが認められないのか。夫の通帳の口座番号と当時の国民年金保険料領収証書を提出するので今一度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社B工場に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の資格喪失日は昭和 52 年 2 月 28 日であることが確認でき、企業年金連合会が管理している同社に係る厚生年金基金加入員台帳に記載された申立人の厚生年金基金の資格喪失日も同日 (52 年 2 月 28 日) であることが確認できること、ii) 同社に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人の離職日は同年 2 月 27 日とされているところ、厚生年金保険では制度上、被保険者資格喪失日は退職日の翌日となることから、両記録は一致しており不自然な点は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 4 月 8 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、申立人は、自身の退職日を手帳に記載したとする上司及び同僚の名前、当時の源泉徴収票を提出した確定申告時の還付金を受領した銀行名を挙げて、記録訂正の申立てを行ったが、i) 申立人の退職日を手帳に記載したとする上司は既に死亡しているため、当時の状況は確認できないこと、ii) 申立人が主張している銀行に確認したが、取引履歴の保管期間は 10 年

間であるため申立期間当時の履歴は確認できないこと、iii) 申立人が名前を挙げた同僚はA社B工場の厚生年金保険被保険者名簿に見当たらないため、当時の状況が確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 8 月 3 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、申立人は、確定申告に伴う還付金が口座に振り込まれた記憶があるとして口座番号と退職時に事務の引継ぎを行った同僚の氏名を挙げて申立てを行ったが、i) C銀行事務センターに照会したところ、申立人から提出された口座番号は申立期間当時未開設である上、取引履歴の保管期間が 10 年であるため、申立期間当時の取引履歴が確認できないこと、ii) A社B工場の関連会社及び統合先の会社にも照会を行ったが、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できなかったこと、iii) 申立人と事務の引継ぎを行った同僚の証言から、申立人の資格喪失日が昭和 52 年 2 月 28 日であることに不自然さはないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 24 年 2 月 1 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、確定申告に伴う還付金が口座に振り込まれた可能性のある夫の口座番号と申立期間当時の国民年金保険料領収証書を提出して申立てを行っている。

しかし、C銀行における取引履歴の保管期間は 10 年であることから申立期間当時の取引履歴は確認できない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付していないのは厚生年金保険の被保険者期間であったからであるとしているものの、D市に照会したが申立期間当時の国民年金記録は保管されていないため、当時の状況は確認できない。

さらに、前回調査において同僚が、「申立人は給料の締日より 1 日程度長く勤務していた。」と供述していることをもってあつせんではないかとの主張であるが、申立期間に申立人が勤務していたこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていた旨の供述ではない上、当時のA社B工場の給料の締日は 25 日であったと考えられ、同僚の供述から判断して、申立人の資格喪失日が昭和 52 年 2 月 28 日であることに不自然さはない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
昭和 54 年 5 月から A 事業所に勤務し、その当時から B 事業所（現在は、C 事業所）にも非常勤業務として勤務していた。A 事業所の雇用契約は 55 年 3 月 31 日に満了したので、同年 4 月 1 日から B 事業所に籍を移し、常勤業務となった。しかし、B 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同年 6 月 1 日となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 4 月 1 日に B 事業所における勤務形態が非常勤から常勤に変更となったと主張しているところ、B 事業所の同僚は、申立人の勤務形態が非常勤から常勤になった時期は不明であるものの、申立期間において、申立人が B 事業所に継続して勤務していた旨証言している。

しかしながら、申立人に係る雇用保険被保険者記録により、申立人は、B 事業所において、昭和 55 年 6 月 1 日に雇用保険の被保険者資格を取得し、56 年 3 月 31 日に離職していることが確認でき、この記録は申立人の厚生年金保険の被保険者記録と一致する（厚生年金保険では退職日の翌日が資格喪失日となる。）。

また、C 事業所は、申立期間当時の資料は残っていないため資料の確認及び提出ができないとしている上、申立期間当時の B 事業所の代表者は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

さらに、申立期間における業務内容及び勤務の状況などについて確認するため、申立人に対して照会文書を送付したものの、回答及び協力が得られず、申立人から当該状況を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月頃から12年3月頃まで
平成9年4月頃から12年3月頃までA社に営業職として勤務しており、給与には歩合給が加算され、ボーナスも支給されていた。勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社の回答から、勤務期間を特定することはできないものの、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、申立人については、社会保険の適用とならない勤務形態のシニア顧問として採用していることから、厚生年金保険の資格取得の届出を行っておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかったとしている。

また、申立人から名前の挙がった業務内容の同質性が高く年齢の近い複数の同僚についてオンライン記録を確認したが、A社における厚生年金保険被保険者記録は確認できなかった。

さらに、申立人がA社において厚生年金保険の適用となる勤務形態であれば、同時に被保険者となっていたはずのA社が加入していたB健康保険組合に、申立人の健康保険被保険者記録は無く、申立人は、A社の前に勤務していたC社を退職後の平成9年3月16日から政府管掌健康保険の任意継続被保険者となり、11年3月16日からはD市の国民健康保険の被保険者となっていたことが確認できる。

加えて、申立期間当時、厚生年金保険法において、65歳到達時に被保険者資格を喪失すると規定されていたところ、申立人は、平成10年*月*日に65歳に到達していることから、申立期間のうち同日以降の期間については厚生

年金保険の被保険者となることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 1 月 11 日から同年 2 月 11 日まで

A社に勤務していた期間の給与明細書を確認すると 51 か月分の厚生年金保険料が控除されている。しかし、厚生年金保険の被保険者月数は 50 か月しかない。退職した月の平成 20 年 4 月に支払われた給与から厚生年金保険料が控除されているので、16 年 2 月に支払われた給与から控除されているのは同年 1 月の厚生年金保険料だと思う。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る賃金台帳及び源泉徴収票により、申立人が申立期間に勤務していたことは認められる。

また、オンライン記録によると、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録は、平成 16 年 2 月 11 日資格取得、20 年 4 月 11 日資格喪失、被保険者月数が 50 か月となっているが、同社が保管する申立人に係る賃金台帳では、51 か月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、A社は、保険料控除は当月控除方式と回答しており、このことは賃金台帳により標準報酬月額の時決定及び保険料率の改定月と同月で保険料控除額が変更となっている事からも確認できる。

また、A社は、社会保険事務所（当時）に、申立人に係る厚生年金保険の資格取得日を平成 16 年 1 月 11 日と届け出るべきところ、理由は不明であるが、同年 2 月 11 日と届出を行っており、同年 2 月から 20 年 4 月までの 51 か月間、厚生年金保険料を控除しているが、同年 4 月の厚生年金保険料については、本来控除すべきでないところを誤って控除してしまっている。

さらに、前述のとおり A社の保険料控除は当月控除と認められることから、

平成 16 年 2 月に支払われた給与から同年 2 月の保険料が控除され、申立期間である同年 1 月の保険料は控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。